（脇見警報装置）

第145条の８　脇見警報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の12の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　運転者の状態に基づいて脇見を検知及び報知するものであること。

二　走行時において確実に機能するものであること。この場合において、脇見警報装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。

三　停止機能を有するものにあっては、原動機の始動時に停止状態が解除されるものであること。

四　正常に作動しないおそれがある状態となっている場合、その旨を運転者等に視覚的に警報するものであること。

２　指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた脇見警報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

（原動機及び動力伝達装置）

第166条　原動機及び動力伝達装置の構造等に関し、保安基準第８条第１項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　（略）

二　自動車（軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）に限る。）、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあっては、別添125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」3. の規定に適合する装置を備えたものであること。この場合において、別添125の3. の規定に掲げる記録項目が読み出せないものは、この基準に適合しないものとする。

２～５　（略）

（前照灯等）

第198条　（略）

２～８　（略）

９　配光可変型前照灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第32条第８項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～五　（略）

10　（略）

11　配光可変型前照灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第32条第９項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～二十　（略）

12　（略）

13　保安基準第32条第11項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三　（略）

14　（略）

15　保安基準第32条第12項の告示で定める配光可変型前照灯は、灯光の色、明るさ等が基本すれ違い状態であり、かつ、灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、水平面から下方0.8°の平面並びに車両中心線と平行な鉛直面より右側６°の鉛直面及び左側４°の鉛直面に囲まれた

（新設）

（原動機及び動力伝達装置）

第166条　原動機及び動力伝達装置の構造等に関し、保安基準第８条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　（略）

二　自動車（軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）に限る。）、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあっては、別添125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」3. の規定に適合する装置を備えたものであること。この場合において、車載式燃料・電力消費等測定装置の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。

２～５　（略）

（前照灯等）

第198条　（略）

２～８　（略）

９　配光可変型前照灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第32条第８項の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一～五　（略）

10　（略）

11　配光可変型前照灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第32条第９項の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一～二十　（略）

12　（略）

13　前照灯の照射方向の調節に係る性能等に関し保安基準第32条第10項の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

14　（略）

15　保安基準第32条第11項の告示で定める配光可変型前照灯は、灯光の色、明るさ等が基本すれ違い状態であり、かつ、灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、水平面から下方0.8°の平面並びに車両中心線と平行な鉛直面より右側６°の鉛直面及び左側４°の鉛直面に囲まれた